本指針は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針であり、本指針、本指針に即して都道府県が策定する予防計画（以下「予防計画」という。）及び厚生労働大臣が策定する特定感染症予防指針がそれぞれ整合性が取れるように定められ、もって、感染症対策が総合的かつ計画的に推進されることが必要である。

なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一の一を次のように改める。

一　事前対応型行政の構築

感染症対策は、国内外における感染症に関する情報の収集、分析並びに国民及び医師等医療関係者への公表（以下「感染症発生動向調査」という。）を適切に実施するための体制（以下「感染症発生動向調査体制」という。）の整備、本指針、予防計画及び特定感染症予防指針に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政として取り組んでいくことが重要である。

第一の二中「、従来の集団防衛に重点を置いた考え方から」を削り、「予防の推進に転換していくことが必要である」を「予防を推進していくことが重要である」に改める。

第一の三の1中「感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、」を削る。

第二の二の1中「感染症に関する情報を収集及び分析し、国民や医師等医療関係者に対して感染症に関する情報を公表していくこと（以下「感染症発生動向調査」という。）」を「感染症発生動向調査を実施すること」に改める。

第二の二の2中「及び五類感染症」を「、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症」に改める。

第二の二の3中「法第十四条」を「法第十四条第一項及び第十四条の二第一項」に改める。

第二の二の5中「及び三類感染症の患者」を「、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者」に改め、「必要がある」の下に「ほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大防止のため迅速に対応する必要がある」を加える。

第二の三の1を次のように改める。

1　高齢者、結核発症の危険性が高いとされる幾つかの特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断の実施が重要である。

第二の四中「（飲食に起因する感染症をいう。以下同じ。）」を削る。

第二の六の1中「乗客等について、」の下に「質問、診察及び検査により」を加え、「検診」を「確認」に改める。

第二の六の3中「政令」を「検疫法施行令（昭和二十六年政令三百七十七号）」に改める。

第二の六の5中「四類感染症」の下に「、新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第三の二中「健康診断、就業制限及び入院」を「検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院」に改め、同二の5を同二の6とし、同二の2から同二の4までを1ずつ繰り下げ、同二の1の次に次のように加える。

2　検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者とすべきである。

第三の五の2中「又は四類感染症」を「、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第三の五の4中「積極的疫学的調査」を「積極的疫学調査」に改める。

第四の一の1中「伝染病予防法を制定した当時には、感染症に対する有効な治療法が存在しないといった実情を背景として、患者を集団から隔離するという施策が基本となり、積極的に医療を提供していくといった視点に乏しかったことは事実である。しかしながら、」を削り、「とする必要がある」を「である」に改める。

第四の二の1中「及び二類感染症」を「、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改め、同二の2を削り、同二の3を同二の2とし、同二の4中「新型インフルエンザ等」を「新型インフルエンザ等感染症など」に、「汎流行時」を「汎流行時」に改め、「その」の下に「予防又は」を加え、同二の4を同二の3とし、同二の5を同二の4とする。

第四の三の1中「これと併せて二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加え、「又は二類感染症」を「、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第四の三の2中「二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第四の三の3中「第三十条の四第二項第九号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改め、「二類感染症」の下に「又は新型インフルエンザ等感染症」を加える。

第四の三の4を削り、同三の5を同三の4とし、同三の6中「新型インフルエンザ」を「新型インフルエンザ等感染症」に改め、同三の6を同三の5とし、同三の7中「新型インフルエンザ等」を「新型インフルエンザ等感染症など」に改め、「その」の下に「予防又は」を加え、同三の7を同三の6とする。

第四の四の1中「又は二類感染症」を「、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第四の五の1中「及び二類感染症」を「、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症」に改める。

第五の二の1中「検疫所」の下に「、国立研究開発法人日本医療研究開発機構」を加える。

第五の四中「国立感染症研究所や国立研究開発法人国立国際医療研究センター」を「国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人日本医療研究開発機構」に改める。

第六の二中「昭和三十五年法第百四十五号」を「昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。」に改める。

第六の五中「新型インフルエンザの」を「新型インフルエンザ等感染症などの感染症の」に改め、「汎流行時等のように」の下に「当該感染症の予防及びまん延の防止に必要な」を加え、「製造業者」を「製造販売業者」に改め、「国は」の下に「、ワクチン等の需要がその供給を著しく上回ることが予想される場合」を加え、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を「医薬品医療機器等法」に改める。

第七の一の1中「しかしながら、国内における病原体等の検査体制等は、感染症の発生数の減少等により、必ずしも質的及び量的に十分に保たれているとは言い難い。」を削る。

第七の一の2を次のように改める。

2　地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第七条の三及び第八条の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。

第七の二中「国立感染症研究所の機能強化を行い、一種病原体等を所持できる体制を整える等、病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設の稼働も含めた十分な体制の整備」を「病原体等安全管理基準のレベル4（バイオセーフティーレベル4）に対応する施設として整備した国立感染症研究所村山庁舎における十分な体制の構築等」に改める。